

指導者養成費補助金制度

スポーツ競技力の向上、生涯スポーツ振興のため、試験や講習に参加し、資格・ライセンスを取得した指導者に対して、北見市が受験に要した費用の一部を助成します！

◎ 対象条件（※下記すべてを満たす者）

1. 公益財団法人 北見市体育協会の加盟団体及び北見市教育委員会が認める市内スポーツ団体に所属している個人
2. 指導者として競技スポーツ及び生涯スポーツ振興のため、所属団体に活動しているまたは活動を望む者
3. 所属団体は、北見市内に活動の本拠を有していること

◎ 支給基準

認定資格取得のために係る経費（交通費、宿泊費、認定資格登録料、講習会参加料）の実質負担分の5割以内を助成します。 ※1人当たりの支給額上限は60,000円
「指導者養成費補助金交付要綱に基づく支給基準」に従って支給します。

◎ 支給条件（※下記すべてを承諾すること）

1. 指導者登録
北見市スポーツリーダーバンクに登録し、市民からの派遣要請に応じること。
2. 成果の還元
所属団体は、補助金交付決定後概ね6ヶ月以内に自らが主催者または運営者となり、教育委員会が後援する「スポーツ教室・体験会」などを企画・開催すること。
3. 地域スポーツ振興
補助対象者は、北見市スポーツ協力員の委嘱を承諾し、北見市スポーツ推進委員の補佐役として活動すること。

◎ 補助金受取りの手順

